

## 発 表 事 項

## 1 項目

介護保険要介護認定訪問調査における個人情報の紛失について

## 2 概要

介護保険要介護認定訪問調査において、市の会計年度任用職員の要介護認定調査員（以下「調査員」）が、訪問調査に持参すべき書類の一部を紛失いたしました。

紛失した書類は、対象者1件、1名分の介護保険要介護（要支援）認定申請書の写し（以下「申請書」）1部です。

本事案を厳粛に受け止め、心よりお詫び申し上げるとともに、個人情報に対する重要性の認識、チェック体制を徹底し、再発防止に努めてまいります。

## 3 経緯等

令和6年4月12日（金）に、調査員が、市内の対象者への介護保険要介護認定訪問調査実施時に持参すべき書類のうち、申請書を紛失いたしました。

紛失した申請書には、介護保険被保険者の氏名、住所、生年月日、要介護度のほか調査の立会い者であるご家族の電話番号等が記載されております。

調査員が、調査終了後、市役所に帰庁し書類の確認をしたところ、申請書の紛失に気づいたものです。

当該申請書について、訪問調査の立会い者に電話にて置き忘れがなかったかどうか確認したところ、調査場所にはないとの回答があったこと、また、途中立ち寄った場所もないことから、市役所事務室内で紛失してしまったものと推測されます。

なお、申請書には個人番号の記載欄がありますが記載はなく空欄でした。また、現在のところ個人情報が流出したとの報告はありません。

## 4 原因

調査時に持参する書類は3種類あり、バインダーで一つにまとめているもののそれぞれは結合されていない状態であったこと。

会計年度任用職員を含めた職員の個人情報の取扱い・管理について

ての認識不足があったこと。

5 対象者への対応

4月13日、電話にて対象者のご家族に経緯を説明し、15日に  
対面により謝罪いたしました。

6 再発防止策

会計年度任用職員を含めた職員の個人情報に対する重要性の認  
識を一層深めるとともに、調査時に使用する書類についてホチキス  
等でひとつに結合すること、また、調査時に持参する書類の確認を  
市役所出発時、調査場所到着・出発時、市役所到着時に逐次行うこ  
とを徹底するなどを行い再発防止に努めてまいります。

7 問合せ先 介護保険課 担当 小幡

0438(62)3206